

令和元年分所得税等の確定申告・令和2年度市県民税申告の相談日程など

申告にはマイナンバーカードなど本人確認書類が必要です。本人以外が家族の申告をする場合や郵送で提出する場合は、本人確認書類のコピーが必要です。お忘れのないようお願いいたします。今年では市職員による申告相談会場が加西市民会館コミュニティセンターの改修工事のため、**加西市役所 1 階多目的ホールに変更となります**ので、ご注意ください。

区分	受付期間・時間	場所（問合せ先）
税理士による 無料申告相談	2月5日（水）～7日（金） 9:30～11:30 13:00～15:30 ※状況により早めに受付終了することがあります。	アステシアかさい3階集会室 (社税務署 ☎0795-42-0223)
市職員による 申告相談	2月17日（月）～3月16日（月）の平日 9:00～16:00 ※2月26日（水）、3月4日（水） は受付時間を19時まで延長	加西市役所1階多目的ホール (☎43-2477) ※税務署職員の出張相談は2月28日まで（受付時間9:30～15:30）
社税務署職員による 申告相談	2月17日（月）～3月16日（月）の平日 9:00～16:00	社税務署（☎0795-42-0223）

●対象者

市職員による申告相談

- ①給与所得者および公的年金等受給者
- ②上記①以外の方で、おおむね所得300万円未満の白色申告者（事業等の収入が約1,000万円未満である方）

●申告に必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード等）および認印
- ・所得税のお知らせハガキや通知書（送付のあった方）
- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・配当所得の支払通知書等（申告をされる方）
- ・医療費控除を受ける場合は医療費控除の明細書または医療費通知書
- ・還付申告の場合は申告される方の振込口座が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ※新たに振替納税を希望される方は、申告者ご本人の通帳またはキャッシュカード・通帳届出印をご持参ください。

税理士による申告相談

- ①前年分所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者または雑所得者（譲渡所得がある方は除く）のうち基準期間の課税売上高が概ね3,000万円以下の方
- ②給与所得者および年金受給者（譲渡所得がある方は除く）

- ・所得税または市県民税の申告書（送付のあった方）
- ・源泉徴収票（給与所得、年金所得がある方）
- ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ・所得の計算に必要な帳簿書類

所得税等の申告について

次の所得がある方は、確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの収入（事業所得、農業所得）
- ・空き地やアパート、貸間の収入など（不動産所得）
- ・土地や建物などを売った収入（譲渡所得）
- ・生命保険契約等の満期保険金等（一時所得）
- ・給与を1カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合（20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要）
- ・令和元年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合
- ※源泉徴収をされている方で医療費控除などの申告をされると、所得税が還付される場合があります。

●事業所得の収支内訳書を事前に作成してください

事業所得（営業・農業）の収支内訳を事前に集計し、収支内訳書または青色申告決算書を作成してください。

●譲渡所得、青色申告、住宅ローン控除などの申告

土地・建物や株式等の譲渡所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除（1年目）、相続税、消費税および地方消費税、贈与税の申告は、社税務署になります。消費税の相談は税率ごとに記帳した帳簿をお持ちください。

●e-Taxで確定申告ができます

パソコン・スマホから電子申告（e-Tax）ができます。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。1月から「スマホ専用画面」を利用できる方の範囲が広がりました。

■市県民税の申告について

令和2年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方やサラリーマン等で確定申告の不要な方を除く）は、市県民税の申告が必要です。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者は申告により保険税（料）が軽減される場合があります。

なお、公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税等の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。また、公的年金等の収入金額が400万円以下でも医療費控除等がある場合は、市県民税の申告をしないと、それらが控除されずに令和2年度市県民税が計算されます。ご注意ください。

■要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

●要介護認定者に係る「障害者控除対象者の認定」

令和元年12月31日現在、要介護認定者で「主治医の意見書」から寝たきり状態や重度の認知症状等が6か月以上継続していることが確認できる場合は、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行します。

※詳細は長寿介護課（☎④8788）にお問い合わせください。

●要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。2年目以降は、要介護認定時の「主治医の意見書」で、該当する寝たきり度とおむつの使用を確認できる場合は、申請により市が「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

65歳以上の方の介護保険料について

問合せ先／長寿介護課 ☎42-8788
fax42-8955 kaigo@city.kasai.lg.jp

現在、普通徴収（納付書または口座振替）により介護保険料を納付されている方で、右に該当する方は、4月支給の年金から介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）が始まります。

該当者には、2月中旬にお知らせの文書を送付しますので、ご確認ください。



●特別徴収に移行する方

平成31年4月から令和元年9月の間に次の㊦～㊨いずれかに該当し、かつ年額18万円以上の老齢（退職）年金、障害年金または遺族年金を受給されている方が対象です。

- ㊦ 65歳以上で年金給付を新たに受けることになった方
- ㊧ 年金給付を受けている方で、65歳になられた方
- ㊨ 市内に転入の届出を行った65歳以上の方

教育委員会からのお知らせ

加西市教育委員会では次の①②の職員を募集しています。

①加西市臨時職員〈学校校務員〉

期間／令和2年3月1日～令和2年3月31日

勤務時間／7:30～16:15（休憩1時間あり）

月曜～金曜（週5日）

日額／7,200円

②加西市会計年度任用職員（非常勤職員）〈学校校務員〉

期間／令和2年4月1日～令和3年3月31日

勤務時間／7:30～15:30（休憩1時間あり）

月曜～金曜（週5日）

月額／135,032円

勤務地／市内の小中学校

※土・日・祝日について、学校行事等により出勤していただくことがあります。

※通勤手当、社会保険完備、有給休暇有

申込／市販の履歴書を持参または郵送

受付期間／令和2年2月14日（金）必着

面接／別途連絡します。

申込先／〒675-2395（住所表記不要）教育総務課

☎④8770

